

青山学院大学法科大学院の思い出

嶋崎 健太郎

私は、2014年に青山学院大学法科大学院に着任し、2019年度まで研究者教員として法科大学院の教育に携わった。海岸からの近さは日本一二といわれる地方国立大学から移り、「日本一」とうたわれる青山学院大学のキャンパスと設備に目を見張ったものである。その間、担当した科目は、「憲法（人権）」「憲法（統治）」「憲法演習」「憲法訴訟論」などである。本来研究者的なロースクール生を養成するための「リサーチ・ペーパー」も担当したが、残念ながら私の担当期間には受講者は現れなかった。

研究者教員には、研究者としての働きのほか、教育面での働き、学内行政面での働きが求められる。前任の法科大学院も含めて、私が法科大学院に関わった期間の前半は、最高裁判所の憲法判断の比較的な活性化と様々な教育教材が開発、出版され、多様な法学教育法の議論も高まっていった時期であった。法科大学院発足直後の手探りの時期と比べ格段に教育技術、教材が充実していった時期と重なっていたこともあり、学生諸君と授業を運営し、教えていることは面白かった。「不幸にして」在学生の数が減少して、発足当時の教育の超多忙は避けられ、おちついて教育活動ができるようになった時期であったことは幸いした。学部で研究教育をしていれば、気が付かない学生の疑問や躓きは、実は研究者にとっても重大なテーマ、ヒントとなった。ドイツ憲法を中心とした私の考え方にも有益な知見を得ることができたことは研究者としての収穫であった。

学内行政面では、私が前任校に引き続き青山学院大学法科大学院教育に関わった時期は、最初の修了生が新司法試験を受験し、法科大学院発足当時の熱気から現実の厳しさに目が向く時期であった。青山学院大学法科大学院は法科大学院の本来のねらいに忠実な法科大学院であった。しかし、法科大学院制度が逆風にさらされ、青山学院大学法科大学院も学生募集停止、2022年3月末をもって廃止となる要因はどこにあったのか、それを分析する余裕は今はない。しかし、私が在職中の山崎敏彦研究科長、後藤昭研究科長を中心とする様々な改革や試みの柔軟な発想には目を見張るものがあった。教務主任、一教員として関わられたことは今となれば貴重な思い出である。

憲法の分野では、青山学院大学法科大学院に限らず、法科大学院修了生から人権感覚に優れた実務家が排出されつつあるように思われる。たとえば、（本学の修了ではないが）GPS監視訴訟、風営法ダンス営業規制、タトゥー彫師医師法違反事件で中心的な弁護を行った亀石倫子弁護士など、法科大学院教育の成果が発揮されているように思われる（編集担当として私がかかわった講演記録、亀石倫子「刑事弁護が社会を変える」青山法務研究論集 15号 89頁（2018年））。法科大

学院が蒔いた種からの収穫はこれからである。

法科大学院は一瞬の光芒を放ち現在は静かに忘れられようとしているようにも見える。制度設計からかかわった大学人もすでに引退しつつある。その短い歴史を後世に残すことは、必要であろう。

COVID-19 第6波中のレポート試験採点を終えた日に